

デジタル市場競争会議ワーキンググループ運営要領

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. ワーキンググループにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
2. ワーキンググループ終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。ワーキンググループでの意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名を伏すものとする。
3. ワーキンググループの議事録を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとすることができる。
4. ワーキンググループにおける検討内容について、デジタル市場競争会議に報告するものとする。
5. この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。